

令和3年度の「住まいのエコリノベーション補助制度」がスタート！

2030年「SDGs 未来都市・横浜」、2050年「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、住まいなどの省エネ改修の補助制度（最大120万円）を令和3年5月12日にスタートします。

■ 補助制度のポイント ■

① ヒートショック対策の強化

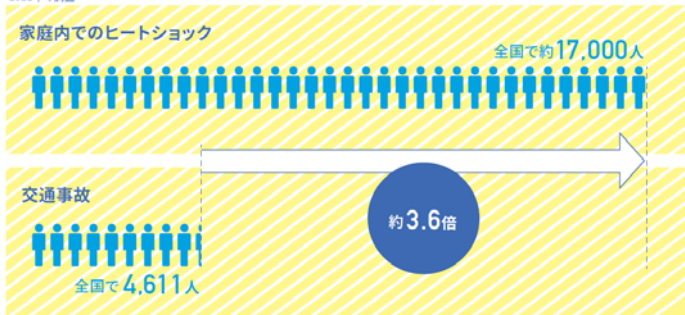
- ・ ヒートショックの危険性が高い浴室の省エネ改修を進めるため、補助の要件に、浴室の断熱改修を追加しました。

「ヒートショックと交通事故による年間死者数比較」

ヒートショックによる死者数は、交通事故を上回っています。

1人=500人

2011年の調査



身近に潜む危険から省エネ住宅が守ります。

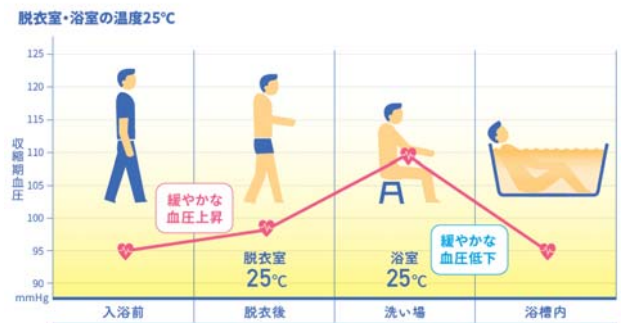
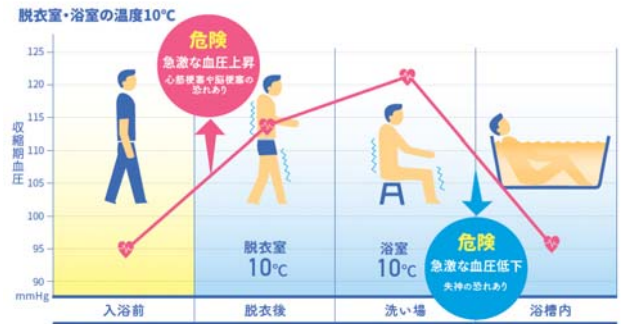
冬、クロズアップされるのが「ヒートショック」。暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、浴槽のお湯につかると今度は血圧が急降下して失神を起こすおそれもあります。特に高齢者は血圧の変化に注意が必要です。ヒートショックを防ぐには、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

家全体を暖かく保てば危険が減るんだね！



「家の中の温度差からくる血圧変動による危険性」

居室と脱衣所・浴室との温度差がヒートショックの危険性を高めます。



【出典】 なっとく！省エネ住宅を選ぶべき6つの理由 横浜市建築局建築企画課発行

断熱気密 6つの理由

省エネ住宅のメリットを詳しく、わかりやすくご紹介するパンフレットと動画をホームページで公開中！



② 自治会・町内会館等への補助を追加

- ・ 身近な場所で省エネ改修の効果を実感し、ご自身の住まいの省エネ化につなげるため、補助の対象に、「自治会・町内会館」や「マンションの集会所」等の窓の断熱改修を追加しました。

【添付資料】 資料1 『横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助』の概要

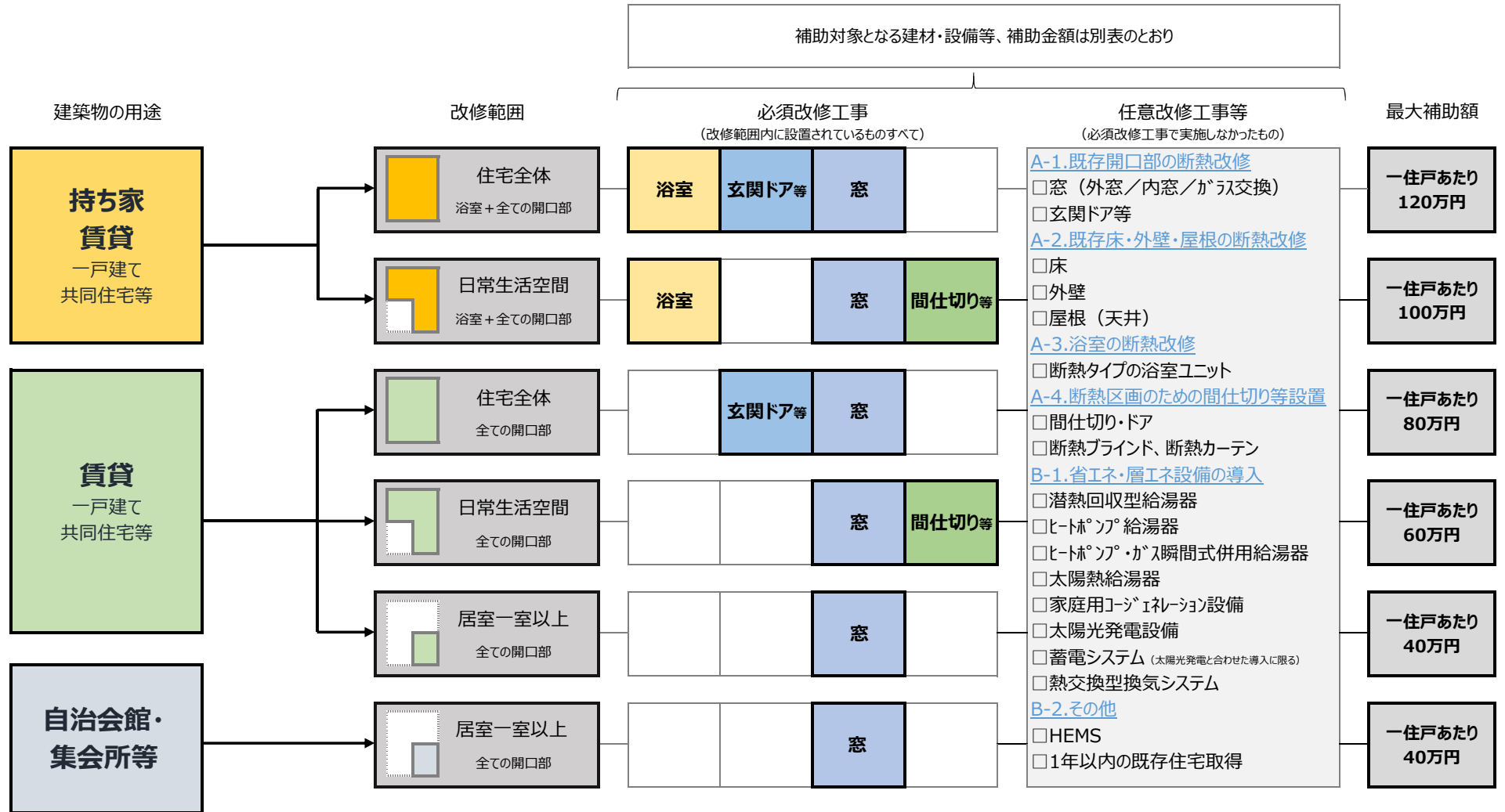
お問合せ先
建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917

住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度の概要

補助対象は、以下の①、②の両方を満たすもので、建築物の用途及び改修範囲に応じ、必須改修工事を実施するもの。

①横浜市内に存する住宅（一戸建ての住宅にあつては棟単位とし、共同住宅等にあつては住戸単位とする。）、自治会・町内会館及び共同住宅の集会所等。

②耐震性を確保した建築物（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの又は平成18年国土交通告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの。）



※補助金の交付を受けた場合は、「省令令和3年度の省住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱」の規定により、市長の求める事業の普及啓発について、協力のご同意をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

※本補助制度は、住宅金融支援機構が提供する住宅ローン【フラット35】地域連携型の利用対象となります。申請いただいた内容が所定の要件を満たした場合は金利引き下げ（当初5年間【フラット35】の金利から年▲0.25%）を受けることができます。

別表 補助対象建材・設備等及び補助金額の一覧

		補助対象建材・設備等 及び 補助金額 (※1)		仕様・備考
A. 断熱改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	<ul style="list-style-type: none"> ■外窓交換(※2) : 大 5.0 万円、中 3.0 万円、小 2.5 万円 /箇所 ■内窓設置 : 大 3.0 万円、中 2.0 万円、小 1.0 万円 /箇所 ■ガラス交換 : 大 1.2 万円、中 0.9 万円、小 0.3 万円 /枚 ■浴室内の外気に接する窓改修 : 当該箇所にて外窓交換・内窓設置・ガラス交換を実施する場合、上記補助金額に 0.3 万円/箇所の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、SII という)の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 ■窓の寸法により補助金額が異なる ＜外窓・内窓＞ 大 :2.8 m²以上 中 :1.6 m²以上 2.8 m²未満 小 :0.2 m²以上 1.6 m²未満 ＜ガラス交換＞ 大 :1.4 m²以上 中 :0.8 m²以上 1.4 m²未満 小 :0.1 m²以上 0.8 m²未満
		ドア	<ul style="list-style-type: none"> ■玄関ドア等の交換 : 大 8.0 万円、小 3.5 万円 /箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■SIIの「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 ■ドアの寸法により補助金額が異なる ＜開戸＞ 大:1.8 m²以上 小:1.0 m²以上 1.8 m²未満 ＜引戸＞ 大:3.0 m²以上 小:1.0 m²以上 3.0 m²未満
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ■床 : 1,000 円 /m² ■外壁 : 800 円 /m² ■屋根(天井) : 800 円 /m² 	<ul style="list-style-type: none"> ■床・外壁・屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体または、日常生活空間の範囲であること ■施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ■補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること 	
	浴室の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱タイプの浴室ユニット 40.0 万円/箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■『良好な温熱環境による健康生活適切な温度で健康住宅に～適切な温度で健康住宅に～』発行:(一財)ベターリビングの考え方を踏まえた『水回りの良好な温熱環境の実現に資する製品リスト』に掲載されている製品から選択すること。または、同等の性能を有するもの。 	
	断熱区画のための間仕切り等設置改修	<ul style="list-style-type: none"> ■間仕切り・ドア 1 万円/箇所 ■断熱ブラインド ■断熱カーテン 0.25 万円/箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ■間仕切りとなるドア、断熱ブラインド・カーテン等、仕切りの空間に対して可能な限り隙間がなくなる寸法のものを用いること 	

B. 設備改修工事等	省エネ・創エネ設備の導入(改修・新設)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 潜熱回収型給湯器 ■ ヒートポンプ給湯器 ■ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 ■ 太陽熱給湯機 ■ 家庭用コージェネレーション設備 : 3.0万円 / 種類 ■ 太陽光発電設備 ■ 蓄電システム(太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限る) ■ 熱交換型換気システム 	■ 太陽光発電設備は3.0kW以上であること
	その他	■ HEMS設置 : 3.0万円	■ HEMSは、ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているものであること
		■ 既存住宅取得と合わせた改修 : 1.0万円	■ 「既存住宅取得と合わせた改修」の対象は、補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。